

軽自動車税(種別割)廃車申告書 兼 標識返納書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

呉市長 殿

つぎのとおり申告及び標識の返納をします。

申告の理由		種 別	
廃 車		原動機付自転車	小型特殊自動車
<input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 盗難・紛失 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (50cc又は0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付(0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (90cc又は0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (125cc又は1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ()	標 識 番 号 呉市
			廃車年月日 令和 年 月 日

納 税 者 (申 告 義 務 者)	住所 又は 所在地	〒□□□ - □□□□		主たる定置場		1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ 2.		
	(フリガナ) 氏名 又は 名称			車 名	型式及び年式	原動機の型式番号		
	生年月日	昭・平 年 月 日	電話番号		車 台 番 号	型式認定番号	総排気量又は定格出力	
	住所 又は 所在地	〒□□□ - □□□□		長 さ(特定原付のみ)	幅(特定原付のみ)	最高速度(特定原付のみ)		
使 用 者	(フリガナ) 氏名 又は 名称			標識返納の有無	標識返納がない場合,その理由			
	生年月日	昭・平 年 月 日	電話番号	1. 有 2. 無	イ. 盗難 ロ. 紛失 ハ. 破損 ニ. その他() 【具体的に:			
届 出 者	住所 又は 所在地			盗難届出	届出年月日	年 月 日	被害年月日	年 月 日
	(フリガナ) 氏名 又は 名称			届出警察署	警察署 交番・駐在所(受理番号:)			
	電話番号			受 付(支所名)	委 任 確 認			
				<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 自賠責 <input type="checkbox"/> その他()				
				届 出 者 本 人 確 認				
				<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他()				
				<input type="checkbox"/> 乗り換え <input type="checkbox"/> (他市町村標識の場合)電話確認				
扱者	確認	入力	入力確認					

※窓口に来られた方の本人確認できるもの(運転免許証など)が必要です。なお、虚偽の申告又は報告は、地方税法463条の20による処罰の対象となります。

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。
- 3 「廃車年月日」の欄には、納税義務が消滅した年月日を記入すること。
- 4 「納税（申告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 5 「納税（申告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 6 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「標識返納の有無」の欄には、標識の返納が有る場合には1を、また、標識の返納のない場合には2を○で囲むこと。なお、標識の返納のない場合については、その理由に該当する項目を○で囲み、具体的な理由を〔 〕内に記入すること。
- 10 「盗難届出」の欄には、「申告の理由」又は「標識返納がない場合、その理由」欄において「盗難」に該当する場合に、その盗難を届出した年月日、被害年月日、届出警察署及び受理番号を記入すること。

《注意事項》

- この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成してください。
- 「廃車年月日」は、原則として届出を受理した日になります。
- 申請書を受理した際に、「廃車申告受付書」(自賠責保険用と譲渡証明用)をお渡しします。
- 届出者の本人確認のできる書類を提示してください。

該当の箇所に✓を入れてください。
 廃車申告は、廃棄・譲渡・盗難・紛失により車両を所有しなくなった場合、又は転出等により「主たる定置場」が呉市外になった場合に認められます。
 車両を所有しているが、使用しないという場合は廃車申告の理由となりません。

標識番号を記入してください。

軽自動車税(種別割)廃車申告書 兼 標識返納書 (原動機付自転車・小型特殊自動車)		申告の理由		種 別	
令和 年 月 日		<input type="checkbox"/> 廃棄 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 盗難・紛失 <input type="checkbox"/> その他 ()		原動機付自転車 <input type="checkbox"/> 第一種 一般原付 (50cc又は0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第一種 特定原付 (0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (90cc又は0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (125cc又は1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	
納税義務者(使用者)の住所は、住民票上の住所を記入してください。		呉市長 殿		標識番号 呉市 () 廃車年月日 令和 年 月 日	
納税者(申告)者		住所又は所在地 〒□□□□-□□□□		主たる定置場	
使用者		住所又は所在地 〒□□□□-□□□□		1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ 2.	
届出者		住所又は所在地 〒□□□□-□□□□		車 名 型式及び年式 原動機の型式番号 車台番号 型式認定番号 総排気量又は定格出力 長さ(特定原付のみ) 幅(特定原付のみ) 最高速度(特定原付のみ)	
		標識返納の有無		標識返納がない場合、その理由	
		1. 有		イ. 盗難 ロ. 紛失 ハ. 破損 ニ. その他 ()	
		2. 無		具体的に:	
		盗難届出		届出年月日 年 月 日 被害年月日 届出警察署 警察署 交番・駐在所(受理番号:)	
		受付(支所名)		委任確認	
				<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 自賠責 <input type="checkbox"/> その他 ()	
				届出者本人確認	
				<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> その他 ()	
				<input type="checkbox"/> 乗り換え <input type="checkbox"/> (他市町村標識の場合)電話確認	

納税義務者(使用者)の住所は、住民票上の住所を記入してください。

「同じ人の場合はように記載して構いません」

標識交付証明書・自賠責保険証等のおり記入してください。特に車台番号は、車両を特定する大事な番号で車両のフレーム等に刻まれています。書類が見つからないときは、その番号を記載してください。

標識を返納できない場合は、その理由に該当する項目を○で囲み、具体的な理由を記入してください。

代理の方が手続きをする時は、代理人の免許証等の本人確認書類のほか、委任状、所有者の運転免許証の写し等、手続きを依頼されたことがわかる書類を添付してください。

盗難による廃車は、必ず警察署へ盗難届を提出し、受理番号を記入してください。

廃車の手続は、標識と必要書類を同封していただければ郵送で受け付けています。市外で呉市ナンバーの車両を廃車する場合は、お住まいの市町村窓口でお尋ねください。本市では、転入前の市町村で登録した車両の廃車も受け付けています。

地方税法463条の20による処罰の対象となります。

2023/9/28